

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の積み上げ、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、2024年3月末における自己資本比率は、14.61%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後債務により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,548百万円（前年度25,548百万円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,660百万円（前年度 11,300百万円）

永久劣後債務

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	－百万円（前年度2,064百万円）
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法により自己資本比率を算出し、モニタリングの実施に加え、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これらに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	2022年度	2023年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	83,834	87,404
うち、出資金及び資本準備金の額	36,848	40,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	48,112	49,252
うち、外部流出予定額 (△)	1,126	2,056
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,817	4,795
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,817	4,795
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,064	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	90,717	92,199
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	27	15
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	27	15
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	27	15
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	90,689	92,183
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	624,542	625,198
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,493	5,699
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	631,036	630,898
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.37%	14.61%

- 注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		2022年度			2023年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	2,893	—	—	3,571	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	133,365	—	—	126,681	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	2,330	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	57,792	—	—	36,987	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	298	49	1	299	49	1
	国際開発銀行向け	1,120	—	—	1,123	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	4,951	495	19	3,199	319	12
	地方三公社向け	188	37	1	337	67	2
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	889,700	175,611	7,024	872,090	172,100	6,884
	法人等向け	302,848	136,800	5,472	303,501	139,452	5,578
	中小企業等向け及び個人向け	166	113	4	129	84	3
	抵当権付住宅ローン	5	1	0	—	—	—
	不動産取得等事業向け	161	161	6	153	153	6
	三月以上延滞等	276	—	—	275	—	—
	取立未済手形	2	0	0	4	0	0
	信用保証協会等による保証付	374	36	1	336	32	1
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	5,472	5,472	218	5,335	5,335	213
	（うち出資等のエクスポージャー）	5,472	5,472	218	5,335	5,335	213
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	88,608	212,086	8,483	86,687	208,700	8,348
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	500	1,252	50	500	1,252	50
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	78,426	196,065	7,842	78,424	196,062	7,842
	（うち特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,563	3,907	156	992	2,482	99
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	5,540	8,310	332	4,276	6,415	256
	（うち上記以外のエクスポージャー）	2,577	2,550	102	2,492	2,489	99
	証券化	8,786	1,755	70	9,338	1,865	74
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非STC要件適用分）	8,786	1,755	70	9,338	1,865	74
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	203,693	91,920	3,676	206,818	97,036	3,881
	（うちルックスルー方式）	203,693	91,920	3,676	206,818	97,036	3,881
	（うちマナデート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,703,036	624,542	24,981	1,656,872	625,198	25,007
	CVAリスク相当額+8%	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	1,703,036	624,542	24,981	1,656,872	625,198	25,007
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a			b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		6,493		259	5,699		227
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計			所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計		所要自己資本額
	a			b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		631,036		25,241	630,898		25,235

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

（信用リスク管理に関する規程類）

- ・リスクマネジメント基本方針
- ・リスク管理規程
- ・リスク管理要領
- ・信用リスク管理要領
- ・信用リスク管理手続

（信用リスクにかかる管理手法）

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連の信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を原則として毎月開催し、当会が保有するリスク量、リスク内容および対応方針を決定しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

・一般貸倒引当金

自己査定の結果、正常先および要注意先（要管理先、その他の要注意先）に区分した債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

・個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高いⅢ分類の額および回収不可能と判断したⅣ分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s ）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポート業者ごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポート業者	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポート業者	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポート業者		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポート業者（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート業者（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する掛目のことです。

（1）信用リスクに関するエクスポート業者（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポート業者の期末残高

（単位：百万円）

		2022年度					2023年度				
		信用リスクに関するエクスポート業者の残高	うち貸出金等	うち債券	店頭APリタイプ	三月以上延滞エクスポート業者	信用リスクに関するエクスポート業者の残高	うち貸出金等	うち債券	店頭APリタイプ	三月以上延滞エクスポート業者
国 内		1,450,588	237,860	290,376	—	276	1,397,938	209,781	275,624	—	275
	国 外	39,968	—	39,968	—	—	42,775	—	42,775	—	—
地域別残高計		1,490,557	237,860	330,345	—	276	1,440,714	209,781	318,400	—	275
法 人	農業	1,340	1,340	—	—	—	975	975	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	79,018	38,379	38,531	—	—	82,941	35,037	45,917	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	28,348	14,502	13,218	—	—	31,794	15,760	15,405	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	9,689	1,059	8,614	—	—	10,778	745	10,017	—	—
	運輸・通信業	16,688	4,100	12,423	—	—	19,543	6,015	13,381	—	—
	金融・保険業	1,008,135	109,666	55,102	—	—	978,132	84,619	59,893	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	76,319	58,814	17,017	—	—	75,946	57,953	17,505	—	—
	日本国政府・地方公共団体	191,158	8,052	183,106	—	—	163,668	7,388	156,279	—	—
	上記以外	72,381	1,152	2,330	—	261	69,498	600	—	—	261
業種別残高計		1,490,557	237,860	330,345	—	276	1,440,714	209,781	318,400	—	275
1年以下		934,304	63,073	32,929	—	—	925,179	81,087	14,538	—	—
1年超3年以下		119,762	68,949	45,798	—	—	110,703	47,995	58,694	—	—
3年超5年以下		96,446	36,992	59,453	—	—	99,904	32,743	67,160	—	—
5年超7年以下		50,065	16,489	33,576	—	—	57,337	17,164	40,173	—	—
7年超10年以下		67,002	10,883	56,118	—	—	48,310	9,363	38,946	—	—
10年超		123,641	21,173	102,467	—	—	119,767	20,880	98,886	—	—
期限の定めのないもの		99,334	20,299	—	—	—	79,512	546	—	—	—
残存期間別残高計		1,490,557	237,860	330,345	—	—	1,440,714	209,781	318,400	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みません。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	2022年度					2023年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	279	258	—	279	258	258	178	—	258	178
個別貸倒引当金	4,137	3,796	—	4,137	3,796	3,796	3,644	—	3,796	3,644

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		2022年度						2023年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
目的使用	その他			目的使用	その他								
国 内		4,137	3,796	—	4,137	3,796		3,796	3,644	—	3,796	3,644	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		4,137	3,796	—	4,137	3,796		3,796	3,644	—	3,796	3,644	
法人	農業	308	291	—	308	291	—	291	301	—	291	301	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,552	3,223	—	3,552	3,223	—	3,223	3,063	—	3,223	3,063	—
	上記以外	261	261	—	261	261	—	261	261	—	261	261	—
個 人		14	19	—	14	19	—	19	17	—	19	17	—
業種別計		4,137	3,796	—	4,137	3,796	—	3,796	3,644	—	3,796	3,644	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		2022年度			2023年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	237,909	237,909	—	200,076	200,076
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	6,142	6,142	—	4,272	4,272
	20%	70,665	883,057	953,722	74,902	865,454	940,356
	35%	—	5	5	—	—	—
	50%	145,484	676	146,160	152,707	676	153,383
	75%	—	151	151	—	112	112
	100%	27,738	32,696	60,434	29,747	28,570	58,317
	150%	—	5,540	5,540	—	4,276	4,276
	250%	—	80,490	80,490	—	79,918	79,918
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		243,888	1,246,669	1,490,557	257,357	1,183,356	1,440,714

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
- なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2022年度			2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	27,025	6,340	—	18,573	6,060	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	120	—	—	100	—
合 計	27,025	6,461	—	18,573	6,161	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会では、リスク分散戦略におけるA L M(資産負債管理)の一環として派生商品取引を活用し、そのリスク限度額(利用限度額)を年度ごと、取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会は、長期決済期間取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	2022年度	2023年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

該当する取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付に基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定めるとともに、当該貸出金についても与信限度額を定め、取得・管理しています。

◇体制の整備およびその運用状況の概要

○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査しています。

○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告しています。

○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等には、資金証券部または営業部は継続保有や処分等の今後の対応について検討を行っています。

◇信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		2022年度		2023年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	5,146	—	4,537	—
	自動車ローン	2,411	—	3,741	—
	その他	1,227	—	1,059	—
	合 計	8,786	—	9,338	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

2022年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	8,786	70	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	8,786	70	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

2023年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	9,338	74	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	9,338	74	合 計	—	—
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—	100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—	250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—	400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況、事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り、また内容により適時リスク管理委員会等で対応を協議し、オペレーショナル・リスクを管理しています。

○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

○風評（レピュテーション）リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

○基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、每期外部出資先の経営状況を把握し、査定を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	5,747	5,747	8,145	8,145
非 上 場	68,898	68,898	68,898	68,898
合 計	74,645	74,645	77,044	77,044

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2022年度			2023年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
224	42	—	9	40	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券として
いる株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

2022年度		2023年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,591	67	5,061	1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	203,693	206,818
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については、以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会およびALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

分散投資によるリスク削減を基本としています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、国債等の売却による残高減少および受益証券（ベアファンド）の追加保有に伴うリスク削減効果によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当はありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点）

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ E V E		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	27,690	34,856	3,179	2,985
2	下方パラレルシフト	－	－	19	17
3	スティープ化	21,891	28,951		
4	フラット化	7,797	8,540		
5	短期金利上昇	7,899	11,767		
6	短期金利低下	7,797	8,395		
7	最大値	27,690	34,856	3,179	2,985
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	92,183		90,689	

- (注) 1. 「△ E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△ N I I」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

1. 私は、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されています。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

2024年7月1日

茨城県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 小林 富美男

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

2022年度および2023年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。